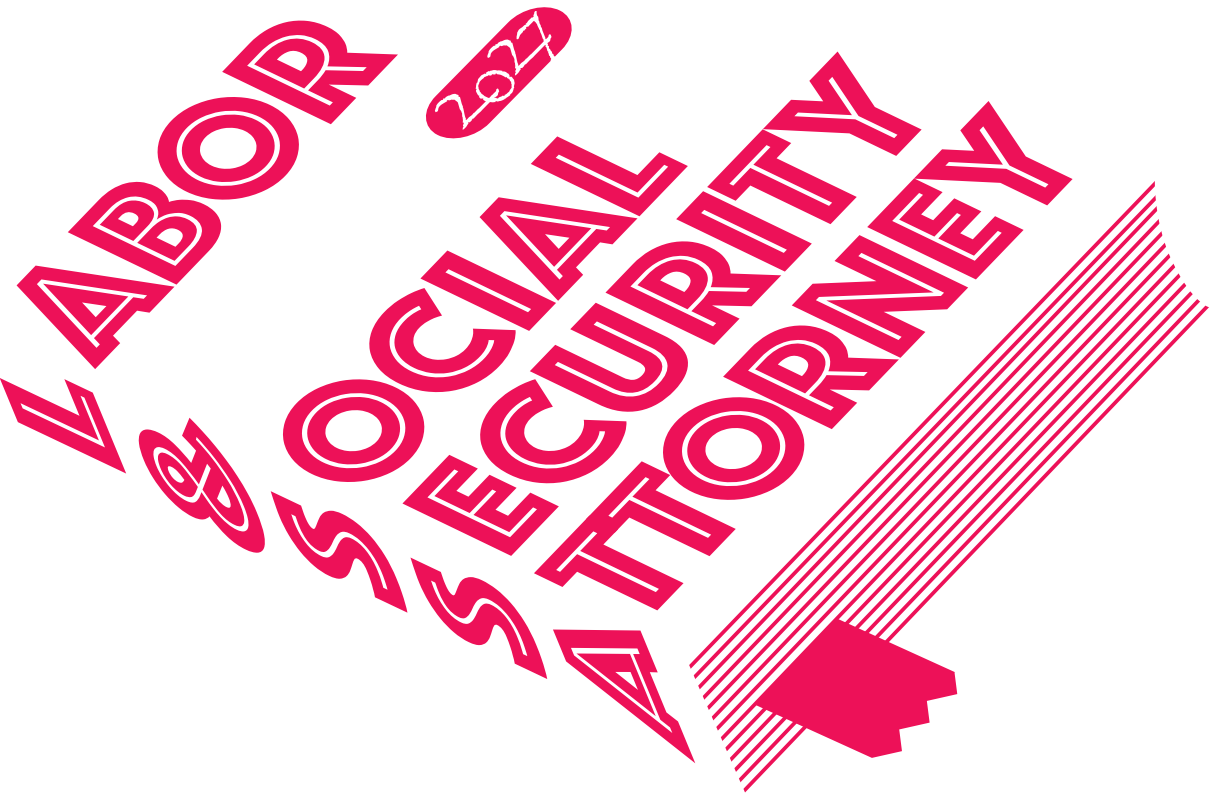
基本テキスト

労働基準法
労働安全衛生法

TAC社会保険労務士講座



2027年 合格目標

労働基準法

Labor &
Social Security Attorney

UD FONT by MORISAWA ユニバーサルデザイン（UD）の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。

労働基準法　進行表

総合本科生

労基①	P.2	～	P.25 3 の前
労基②	P.25 3	～	P.54 3 の前
労基③	P.54 3	～	P.80
労基④	P.81	～	P.110
労基⑤	P.111	～	P.143
労基⑥	P.146	～	最後

上級演習本科生

労基①	P.2	～	P.25 3 の前
労基②	P.25 3	～	P.54 3 の前
労基③	P.54 3	～	P.80
労基④	P.81	～	P.110
労基⑤	P.111	～	P.143
労基⑥	P.146	～	最後

速修本科生

労基①	P.2	～	P.31
労基②	P.32	～	P.74 3 の前
労基③	P.74 3	～	P.117 2 の前
労基④	P.117 2	～	P.172 3 の前
労基⑤※ 安衛①	P.172 3 P.2	～ ～	最後 P.47まで

※労働基準法の第５回目は、労働安全衛生法の第１回目と合わせて１回分の講義となります。

【学習の進め方】

基本テキストは、基礎力養成を目的に編まれているが、初学者から受験経験者まで幅広く対応できるよう合格に必要な知識を段階的に記載した内容となっている。きちんと学習を進めることにより、着実に合格する力を身につけることができる。

学習項目（問題提起）

各章ごとに設けられた章扉の「学習内容」でこれから学ぶ内容のアウトラインを記しているので、こちらを読んでから本論に入ってほしい。

解説（理解）

まず、本文や「Point」などの基礎部分や核となる部分を理解しながら学習を進めること。重要な部分は太字で記してある。そして基礎部分から一歩踏み込んだ「Step-Up」などに触れることにより、実力が段階的に引き上げられる構成となっている。本文以外の位置づけ及び説明については下記を参照のこと。

- Point → 本文に記載のある事項のうち、本試験問題で正誤の論点となっていた箇所等、押さえておくべき重要ポイントを指摘
- 語句 → 用語の説明
- Advice → 理解を促すためのアドバイスを記載
- Step-Up → 本文の基本事項の次にマスターしてほしい事項
- 参考 → Step-Up まで押さえた後に、余力があれば押さえておきたい事項
- 改 → 2026年７月27日までに改正があった箇所で、2026年４月11日から2027年４月までに施行が決まっている主な改正点（毎年変更が予定されている金額等は除く。）
- R4-1 A → 令和４年度択一式問題問１－A
- R4 → 令和４年度選択式問題
- R4-労5 B → 令和４年度択一式問題労一問５－B

科目	労基	安衛	労災	雇用	徴収	労一	健保	国年	厚年	社一
略称	基	安	災	雇	徴	労	健	国	厚	社

【学習の手引き】

過去10年の本試験分析

★選択式出題実績

出題年度	出　題　項　目
H28年	企画業務型裁量労働制（法38条の４）、療養補償給付受給者の解雇制限の除外（最二小）
H29年	年次有給休暇（最三小）、法65条の出産の定義（昭和23. 12. 23基発1885号）
H30年	解雇予告の適用除外（法21条）、育児時間（法67条１項）、退職金の法的性格（最二小昭和52. 8. 9三晃社事件）
R元年	休業手当と中間利益の控除（最一小昭和62. 4. 2あけぼのタクシー事件）、出来高払制の保障給（法27条）
R２年	労働者の定義（最一小平成8. 11. 28横浜南労働基準監督署長事件、工事の届出（法96条の２）
R３年	賠償予定の禁止（法16条）、時間外労働手当（最一小令和2. 3. 30国際自動車事件）
R４年	解雇の予告（法20条１項）、転勤命令の権利の濫用（最二小昭和61. 7. 14東亜ペイント事件）
R５年	時効（法115条）、年次有給休暇（最一小昭和57. 3. 18此花電報電話局事件）、労働時間（最二小平成19. 10. 19大林ファシリティーズ事件）
R６年	最低年齢（法56条１項）、労働時間（最一小平成12. 3. 9三菱重工長崎造船所事件）、賃金の全額払の原則（最二小昭和48. 1. 19シンガー・ソーイング・メシーン事件）
R７年	付加金（法114条）、賞与不支給要件に関する就業規則の効力（最一小平成15. 12. 4東朋学園事件）

★択一式出題ランキング

	出題数（ranking）	項目
第１章	59（***3位***）	労働憲章・適用等
第２章	51（*4位*）	労働契約
第３章	70（***2位***）	賃　金
第４章	87（***1位***）	労働時間、休憩、休日、労使協定
第５章	15（*7位*）	年次有給休暇
第６章	23（*6位*）	年少者及び妊産婦等
第７章	32（*5位*）	就業規則、寄宿舎
第８章	10（*8位*）	雑則等

１．選択式出題傾向

選択式の出題形式となった平成12年以降は、労働安全衛生法と合わせて空欄５つの出題であり、そのうちの空欄３つが労働基準法の問題である。

過去の問題についてみると、平成29年以前は法条文、最高裁判所の判例のほか通達からの出題も見受けられたが、平成30年以降はすべて法条文と判例の出題で構成されている。法条文の出題をみると、基本事項が問われる傾向にある。また、最高裁判所判例の出題をみると、平成26年から平成28年及び令和３年は、それぞれ前年に判決が下された最新判例が出題されたが、令和４年以降は過去に択一式や選択式でも出題実績のあるような重要判例が問われる傾向にある。

選択式対策としては、まず、条文をその趣旨を踏まえて押さえつつ、本テキスト本編に記載のある判例、告示、通達の内容を把握しておくことが基本となる。その上で、本テキスト巻末の記載、本講座の答練等を通じて主要な判例等に触れていくことが必要となるであろう。

２．択一式出題傾向

択一式は、労働安全衛生法と合わせて10問の出題であり、例年、そのうちの７問が労働基準法の問題である。

全体的には、判例からの出題が見られるほか、事例形式で出題されることもあり、暗記だけでなく知識を基に考えて解答を導くことが求められている。また、出題形式についてみると、平成24年以降は組合せ問題が出題されるようになり、さらに平成26年以降は、個数問題も出題されるようになった。このほか、令和６年には、３肢（ア～ウ）について「C（ア○　イ×　ウ○）」を選ばせる組合せ問題が出題されている。このような出題傾向からも、１肢ごとに正誤の判断をより明確に行う必要がある。

まずは、基本事項として、条文の表現に慣れるとともに、その読み方をきちんと押さえるようにしておこう。通達のうち条文の解釈に係るものは、条文の内容をきちんと把握すれば自然に身に付くようになってくる。本テキスト本編では、基本事項を学習した上で、判例や通達等のうち特に重要な部分をみていく。また、過去問や答練等を通じて知識に磨きをかけて、その知識を得点に反映できるようにしていこう。

労働基準法　目　次

第1章　労働憲章・適用等 ―― 1

1 労働基準法の役割　2
2 労働憲章　3
3 適用等　11
4 労働者・使用者の定義　15
5 出向・労働者派遣　16

第2章　労働契約 ―― 19

第1節　労働契約の締結 ―― 20

1 労働契約　20
2 労働条件の明示　22
3 労働者の長期人身拘束の防止　25

第2節　労働契約の終了等 ―― 32

1 労働契約の終了　32
2 解雇制限　33
3 解雇の予告　36
4 退職時等の証明　41
5 金品の返還　43
6 有期労働契約に関する規制　44

第3章　賃金 ―― 47

1 賃金　48
2 賃金支払の５原則　49
3 非常時払　54
4 休業手当　55
5 出来高払制の保障給　57
6 平均賃金　57

第4章　労働時間、休憩、休日、労使協定 ―― 63

第1節　労働時間 ―― 65

1 労働時間　65
2 変形労働時間制　67

第2節　休憩、休日 ―― 81

1 休憩　81
2 休日　85

第3節　時間外・休日労働、割増賃金 ―― 88

1 時間外労働、休日労働　88
2 割増賃金　95

第4節　労働時間の計算等 ―― 106

1 労働時間の計算　106
2 みなし労働時間制　107
3 労働時間等に関する規定の適用除外　115

第5節　労使協定 ―― 122

第5章　年次有給休暇 129

1 年次有給休暇の発生要件　130
2 年次有給休暇の付与日数　134
3 年次有給休暇の付与の方法　138
4 年次有給休暇中の賃金　142
5 不利益取扱いの禁止　143

第6章　年少者及び妊産婦等 145

第1節　年少者 146

1 未成年者、年少者及び児童の区分　146
2 未成年者　147
3 年少者　148

第2節　妊産婦等 157

1 産前産後　157
2 妊産婦に関する労働時間等　159
3 育児時間　160
4 生理日の就業　161

第3節　就業制限・徒弟制度の弊害の排除 162

1 就業制限　162
2 徒弟制度の弊害の排除　165

第7章　就業規則、寄宿舎 167

第1節　就業規則 168

1 就業規則の作成及び届出　168
2 作成の手続　171
3 制裁規定の制限　172
4 法令及び労働協約との関係　174

5 就業規則の効力　175

第2節　寄宿舎　177
1 寄宿舎生活の自治　177
2 寄宿舎規則等　177
3 監督上の行政措置　179

第8章　雑則等　181
第1節　労働基準法の適用に関する特例　182

第2節　災害補償　184
1 災害補償　184
2 他法との関係　186

第3節　監督機関　187
1 監督組織　187
2 労働基準監督官　187
3 監督機関に対する申告　188

第4節　雑則、罰則　189
1 周知義務　189
2 労働者名簿　190
3 賃金台帳　191
4 記録の保存　192
5 無料証明　192
6 命令の制定　192
7 付加金　193
8 時効　194
9 罰則　195

巻末資料　198

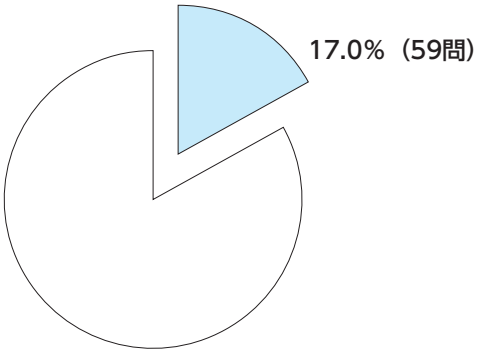
本テキスト中の法令、略令一覧

法……労働基準法
法附則……労働基準法附則
割増賃金令……労働基準法第三十七条第一項の時間外及び休日の割増賃金に係る率の最低限度を定める政令
則……労働基準法施行規則
女性則……女性労働基準規則
年少則……年少者労働基準規則
預金令……労働基準法第十八条第四項の規定に基づき使用者が労働者の預金を受け入れる場合の利率を定める省令
寄宿程……事業附属寄宿舎規程
厚労告……厚生労働省告示［平成12年以前：労働省告示（労告）］
発基……労働基準局関係の労働事務次官名通達
基発……厚生労働省労働基準局長名通達
基収……厚生労働省労働基準局長が疑義に応えて発する通達
婦発……労働省婦人少年局長名通達
労働者派遣法……労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
育児介護休業法…育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

第1章

労働憲章・適用等

過去10年間の出題状況（全347問）



H28	H29	H30	R元	R２	R３	R４	R５	R６	R７	合計
４/35	10/35	４/35	４/35	９/35	４/34	９/35	５/35	６/33	４/35	**59/347**

※法改正により成立しなくなった問題がある場合は、当該問題を除いた出題数としている。

出題傾向

労働憲章については、繰り返し出題されている。まずは、条文の主語や、何を禁止しているのか把握しておこう。

使用者や労働者の定義や具体例、適用除外についても、基本事項であり、出題された際は、確実に得点に結び付けたい。

学習内容

労働条件について何の制約もなく自由に決めることになると、使用者と労働者の力関係から労働者は劣悪な条件の下で働かされることになりかねません。そこで、労働基準法は、労働者保護の観点から、労働条件の最低基準を定めています。

この章では、労働者の人権保障規定である「労働憲章」や、労働者・使用者の定義等の基本事項のほか、出向や労働者派遣における労働基準法の適用関係についても学習します。

1　労働基準法の役割

1　労働保護法の必要性

本来、個人の契約関係は、契約を結ぶ当事者の自由な意思に基づいて決定されるべきであるという「契約自由の原則」という考え方がとられている。

しかし、労働者と使用者の関係において、自由に契約を結ぶとすると、労働者は使用者から支払われる賃金で生活をするという経済的に弱い立場であるため、使用者の提示した一方的な労働条件が劣悪だったとしても、その条件を呑まざるを得ないという状況が起こりうる。その結果、労働者の生存までもが脅かされることになりかねない。

そこで、契約自由の原則に一定の修正をし、労働者を保護するための労働保護法が必要とされ、国が労使間の契約内容に介入し労働条件の最低基準を定めた労働基準法が制定・施行（昭和22年）された。

参考

＜日本国憲法と労働基準法＞

・労働基準法の基本理念－憲法第25条（国民の生存権、国の社会保障的義務）
　第１項「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」
　第２項「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」
・労働基準法制定の根拠－憲法第27条第２項（勤労条件の基準）
　「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。」

2　労働基準法の性格

労働基準法は、労働条件の最低基準を確保するために、①その基準に達しない労働条件を定めた場合には、その部分については初めからなかったこと（無効）にする力を有している[*1]。また、②規定に違反する行為を行った使用者に罰則を科すことによってその実効性を確保している[*2]。

＊１　P.20参照
＊２　P.195参照

2 労働憲章

1 労働条件の原則

「労働条件は、労働者が**人たるに値する生活**を営むための必要を充たすべきものでなければならない。」R6-1A （法1条1項）

「この法律で定める労働条件の基準は**最低**のものであるから、**労働関係の当事者**は、この**基準を理由として**労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように**努め**なければならない。」 （法1条2項）

Advice

本条は、労働者に人格として価値ある生活を営む必要を充たすべき労働条件を保障することを宣明したものであって、労働基準法各条の解釈に当たり基本観念として常に考慮されなければならない。 （昭和22.9.13発基17号）

(1) 労働条件

「労働条件」とは、賃金、労働時間はもちろんのこと、解雇、災害補償、安全衛生、寄宿舎等に関する条件を含む労働者の職場における一切の待遇をいう。

(2) 労働関係の当事者

「労働関係の当事者」には、使用者と労働者のほか、それぞれの団体、すなわち、使用者団体と労働組合を含む。R4-4A

(3) この基準を理由として

「この基準を理由として」とは、労働基準法で定めている基準が、労働条件の低下の**決定的な理由**となっている場合をいう。したがって、社会経済情勢の変動等他に決定的な理由がある場合には、本条に抵触しない。 （昭和63.3.14基発150号）

Step-Up

本条は訓示的規定であり、本条違反の罰則の定めはない。

2 労働条件の決定

「労働条件は、**労働者と使用者**が、**対等の立場**において決定すべきものである。」R5-4A （法2条1項）

「**労働者及び使用者**は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならない。」 （法2条2項）

本条の「労働条件」の意義は、前記 1 と同じく、賃金、労働時間はもちろんのこと、解雇、災害補償、安全衛生、寄宿舎等に関する条件を含む労働者の職場における一切の待遇をいう。

Advice

現実の労使関係においては、使用者が一方的に労働条件を決定し、労働者に押しつけることになりがちである。そこで、本条は、労働条件の決定について労働者と使用者が実質的に対等の立場に立つべきことを宣明し、その対等な立場において決定された労働条件を定める労働協約等を労使双方が遵守すべきことを定めている。

語句 本条に規定している「労働協約」「就業規則」「労働契約」は、いずれも労働条件を定めたものであり、それぞれを簡単に説明すると、次の通りである。

① 「**労働協約***」とは、労働組合と使用者又はその団体との間において締結した労働条件等の定めをいい、原則として、その労働組合の組合員である労働者に適用される。

＊労働一般常識で学習する。

② 「**就業規則***」とは、使用者が事業場の労働者の過半数を代表する者等の意見を聴いて作成した労働条件等の定めをいい、その事業場の労働者に適用される。

＊P.168で学習する。

③ 「**労働契約***」とは、個々の労働者と使用者との間において締結した労働条件等の定めをいう。

＊P.20で学習する。

Step-Up

本条 2 項は訓示的規定であり、同項違反の罰則の定めはない。

3 均等待遇

「使用者は、労働者の**国籍、信条**又は**社会的身分**を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、**差別的取扱をしてはならない。**」

R5-4B（法3条）

Advice

本条は、日本国憲法第14条第１項の「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定する「法の下の平等」の理念に則り、労働者の国籍、信条、社会的身分といった、労働と直接関係のない事柄による差別待遇を禁止するものである。

(1) 信条・社会的身分

「信条」とは、特定の宗教的又は政治的信念をいい、「社会的身分」とは、生来の身分をいう。したがって、会社の職制上の地位（職員と工員、正社員とパートタイマーなど）は、社会的身分ではなく、これらを理由として労働条件に差を設けても本条違反とならない。R4-4B

（昭和22.9.13発基17号）

(2) 労働条件

本条の「労働条件」の意義は、前記1 2と同じく、賃金、労働時間はもちろんのこと、解雇、災害補償、安全衛生、寄宿舎等に関する条件を含む労働者の職場における一切の待遇をいう。（昭和63.3.14基発150号）

Step-Up

・本条は労働者の信条によって賃金その他の労働条件につき差別することを禁じているが、これは、**雇入れ後における労働条件についての制限**であって、雇入れそのものを制約する規定ではない（「雇入れ」は、本条の労働条件に含まない。）。

R6-1B

・本条は、労働者の労働条件について信条による差別的取扱を禁じているが、特定の信条を有することを解雇の理由として定めることも、労働条件に関する差別的取扱として、本条に違反するものと解される。

（最大判昭和48.12.12三菱樹脂事件）

(3) 差別的取扱

「差別的取扱」には、労働者を不利に取り扱う場合のみならず、有利に取り扱う場合を含む。

Advice

本条に掲げる「**国籍、信条又は社会的身分**」は、**限定列挙**であって、これら以外の理由（性別、年齢等）により差別的取扱をしても本条違反とならない。

4 男女同一賃金の原則

「使用者は、労働者が**女性**であることを理由として、**賃金**について、男性と**差別的取扱いをしてはならない**。」（法4条）

(1) 女性であることを理由として

「女性であることを理由として」とは、労働者が女性であることのみを理由として、あるいは女性労働者は平均的に「勤続年数が短いこと」、「主たる生計の維持者でないこと」等を理由とすることの意である。したがって、職務、能率、技能等を理由として賃金に個人的差異があることは、本条違反とならない。R6-1C（平成9.9.25基発648号）

(2) 賃金

「賃金」とは、賃金額はもちろんであるが、賃金体系、賃金形態等を含む。

(3) 差別的取扱い

「差別的取扱い」には、女性労働者を不利に取り扱う場合のみならず、有利に取り扱う場合を含む。（平成9.9.25基発648号）

参考

就業規則に、労働者が女性であることを理由として、賃金について男性と差別的取扱いをする趣旨の規定がある場合には、その規定は法４条の強行規定に反し無効であるが、現実に差別的取扱いが行われていない場合には、法４条違反とはならない。R4-4C（平成9.9.25基発648号）

Point **本条は、労働条件のうち「賃金」についてのみ差別的取扱いを禁止している。**

5 強制労働の禁止

「使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を**不当**に拘束する手段によって、労働者の**意思**に反して労働を**強制してはならない**。」

R4-4D（法5条）

参考

・「脅迫」とは、労働者に恐怖心を生じさせる目的で本人又は本人の親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対して、脅迫者自ら又は第三者の手によって害を加えるべきことを通告することをいうが、必ずしも積極的言動によって示す必要はなく、暗示する程度でも足りる。（昭和63.3.14基発150号）

・「監禁」とは、刑法第220条に規定する監禁であり、一定の区画された場所から脱出できない状態に置くことによって労働者の身体の自由を拘束することをいい、必ずしも物質的障害をもって手段とする必要はない。

R5-4C（昭和63.3.14基発150号）

Advice

本条は、かつての「タコ部屋」「監獄部屋」等、暴行、脅迫等の不当な手段により労働を強制するという悪弊を排除し、労働者の自由意思に基づく労働を保障することを目的としている。なお、本条違反には、労働基準法上最も重い罰則*（１年以上10年以下の拘禁刑又は20万円以上300万円以下の罰金）が適用される。（法117条）

＊P.195参照

⑴ 精神又は身体の自由を不当に拘束する手段

本条に掲げられている「暴行」「脅迫」「監禁」以外の手段としては、長期労働契約、賠償額予定契約、前借金契約、強制貯金等がある。本条違反が成立するか否かは、要は、その手段が正当か**不当**かにより決定されるが、就業規則に社会通念上認められる懲戒罰を規定することはこれに該当しない。（昭和63.3.14基発150号）

⑵ 意思に反して労働を強制

使用者が労働者の意識ある意思を抑圧し、その自由な発現を妨げて労働を強制することをいう。本条は「強制してはならない」と労働を強制することを禁止しているから、労働者が現実に労働しなくても、当該強制のみによって本条違反の罰則が適用される。R7-1ア

（昭和23.3.2基発381号）

参考

詐欺の手段によって労働させても、通常、労働者は無意識の状態にあって意思を抑圧されるものではないから、必ずしもそれ自体としては本条違反に該当しない。（昭和23.3.2基発381号）

6 中間搾取の排除

「**何人も**、法律に基いて許される場合の外、**業として**他人の就業に介入して**利益を得てはならない**。」R5-4D（法6条）

Advice

本条は、労働者の人格を無視した賃金のピンハネ等の根絶を期するものであり、労働関係の開始のみならず、その存続についても、第三者が介入することにより生ずる弊害を排除することを目的としている。

⑴ 何人も

「何人も」とは、他人の就業に介入して利益を得る第三者のことであり、それが個人であるか、団体であるかを問わない。

（昭和23.3.2基発381号）

⑵ 法律に基いて許される場合

法律に基いて許される場合には、職業安定法*等に規定する場合がある。なお、これらの法律によって許されているのは、労働関係の開始に当たっての職業のあっせんや募集である。（昭和33.2.13基発90号）

＊労働一般常識で学習する。

⑶ 業として利益を得る

「業として利益を得る」とは、営利を目的として、同種の行為を反復継続することをいう。したがって、１回の行為であっても、反復継続して利益を得る意思があれば充分であり、また、それが主業としてなされたか、副業としてなされたかは問わない。R7-1イ

なお、本条にいう「利益」とは、手数料、報償金、金銭以外の財物等その名称のいかんを問わず、有形か無形かを問わない。また、使用者から利益を得る場合に限らず、労働者又は第三者から利益を得る場合をも含む。（昭和23.3.2基発381号）

⑷ 他人の就業に介入

「他人の就業に介入」するとは、労働関係の当事者、すなわち使用者と労働者の中間に第三者が介在して、その労働関係の開始・存続についてあっせんをなす等、何らかの因果関係を有する関与をなしていることをいう。

なお、労働者派遣*については、派遣元と労働者との間の労働契約関係及び派遣先と労働者との間の指揮命令関係を合わせたものが全体として当該労働者の労働関係となるものであり、第三者が他人の労働関係に介入するものではなく、本条の中間搾取に該当しない。

（平成11.3.31基発168号）

＊後記P.17及び労働一般常識で学習する。

7 公民権行使の保障

「使用者は、労働者が**労働時間中**に、選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するために**必要な時間**を請求した場合においては、**拒んではならない**。但し、権利の行使又は公の職務の執行に妨げがない限り、請求された時刻を**変更**することができる。」R7-1ウ （法7条）

Advice

本条は、労働者の公的活動の保障のために、選挙権等の行使や公の職務執行のために必要な場合には、労働時間中にその必要な時間を与えなければならないとするものである。

⑴ 公民としての権利・公の職務

「公民としての権利」とは、公民として国や地方公共団体の公務に参加する権利のことをいう。また、「公の職務」とは、法令に根拠のあるものに限られるが、それらすべてではなく、衆議院議員その他の議員としての職務等がこれに当たる。（昭和63.3.14基発150号）

「公民としての権利」「公の職務」に該当するか否かについて、具体例を挙げると、次の通りである。R7-1ウ （令和2.2.14基発0214第12号）

	公民としての権利	公の職務
該当	・選挙権 ・被選挙権 ・最高裁判所裁判官の国民審査 ・行政事件訴訟法に規定する民衆訴訟 ・公職選挙法に規定する選挙又は当選の効力に関する訴訟等	・衆議院議員その他の議員の職務 ・労働委員会の委員の職務 ・労働審判員の職務 ・裁判員の職務 ・民事訴訟法上の証人としての出廷 ・投票立会人の職務
不該当	・一般の訴権の行使 ・応援のための選挙活動	・非常勤の消防団員の職務

⑵ 拒んではならない

本条では、「拒む」ことを禁止しているので、使用者が拒んだだけで本条違反となる。その結果、労働者が公民としての権利の行使又は公の職務の執行をなし得たか否かは関係がない。また、使用者が選挙権の行使を労働時間外に実施すべき旨を定め、これに基づき労働時間中に労働者が選挙権の行使を請求することを拒否するのは、本条違反となる。

（昭和23.10.30基発1575号）

なお、公民権行使等のために必要な時間を与えた場合に、その時間を有給とするか無給とするかは、当事者の自由である。

（昭和22.11.27基発399号）

⑶ 変更することができる

使用者は、公民権行使等に妨げがない限り、労働者の請求した時刻を変更することができる（必ずしも労働者の請求した時刻に与えなくてもよい。）。

参考 （最二小昭和38.6.21十和田観光電鉄事件）

－事件の概要－

Ｘは Y 会社の従業員であるが、十和田市議会議員選挙に当選し、Ｙ会社の承認を得ないで、同市議会議員に就任したところ、Ｙ会社は、従業員が会社の承認を得ないで公職に就任したときは懲戒解雇する旨の就業規則の懲戒規定に該当するものとして、翌月１日附けでＸを懲戒解雇に付した。なお、Ｙ会社の就業規則では、「公職選挙法による選挙に立候補しようとするとき」及び「公職に就任しようとするとき」には、「会社の承認」を得なければならないとされ、懲戒規定では「規則、令達に違反したとき」に該当しその情状が重いときには懲戒解雇すると定められていた。

－判旨－

労働基準法７条が、特に、労働者に対し労働時間中における公民としての権利の行使及び公の職務の執行を保障していることにかんがみるときは、公職の就任を使用者の承認にかからしめ、その承認を得ずして公職に就任した者を（制裁罰としての）懲戒解雇に附する旨の就業規則の条項は、労働基準法の規定の趣旨に反し、無効のものと解すべきである。したがって、公職に就任することが会社業務の遂行を著しく阻害するおそれのある場合においても、**普通解雇に附するは格別**（別として）、就業規則の同条項を適用して従業員を**懲戒解雇に附することは、許されない**ものといわなければならない。

3 適用等

1 適用事業

労働基準法の適用の単位は、事業又は事務所（以下「事業」という。）である。つまり、労働基準法は、企業単位ではなく、原則として、労働者が使用される**すべての事業**について適用され、また、その事業の種類（業種）、規模等にかかわらず適用される。

なお、事業の種類は、法別表第１（次に掲げる参考）に定められているが、これは、業種ごとに就労形態等が異なるので、各々の業種に合った労働時間等の労働条件の基準を適用するためである。

参考

法別表第１では、事業の種類を次の１号から15号に区分しており、これを整理すると、１号から５号は製造業等のいわゆる工業的業種、６号から15号は金融業等のいわゆる非工業的業種となっている。

（法別表第1）

（１号）	（製造業）物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業（電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。）
（２号）	（鉱業）鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業
（３号）	（建設業）土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
（４号）	（運輸交通業）道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業
（５号）	（貨物取扱業）ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業
（６号）	（農林業）土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業
（７号）	（水産・畜産業）動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業
（８号）	（商業）物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業
（９号）	（金融広告業）金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業
（10号）	（映画・演劇業）映画の製作又は映写、演劇その他興行の事業
（11号）	（通信業）郵便、信書便又は電気通信の事業
（12号）	（教育研究業）教育、研究又は調査の事業
（13号）	（保健衛生業）病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業
（14号）	（接客娯楽業）旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業
（15号）	（清掃・と畜業）焼却、清掃又はと畜場の事業

Point **労働基準法は、原則としてすべての事業に適用されるのであって、法別表第１に掲げる事業にのみ適用されるのではない。**

(1) 事業の意義

「事業」とは、工場、事務所、店舗等の一定の場所において相関連する組織のもとに業として継続的に行われる作業の一体を意味する。

（平成11.3.31基発168号）

参考

日本国内で行われる事業であれば、外国人経営の会社、外国人労働者についても、法令又は条約に特別の定めがある場合（外交官等）を除き、労働基準法が適用される。（平成11.3.31基発168号）

(2) 適用の単位

事業についての適用の単位については、次の通りである。

① 事業の名称又は経営主体等に関係なく、相関連して一体をなす労働の態様によって事業としての適用を決定する。

② 一の事業であるか否かは、主として同一の場所かどうかで決まる。原則として同一の場所にあるものは一個の事業とし、場所的に分散しているものは別個の事業とする。

（平成11.3.31基発168号）

参考

・同一の場所にあっても、労働の態様が著しく異なる部門（工場内の診療所、食堂等）がある場合に、その部門が主たる部門との関連において従事する労働者、労務管理等が明確に区分され、かつ、主たる部門と切り離すことによって労働基準法がより適切に運用できるときは、それぞれ別個の事業とする。

R6-2ア

・場所的に分散している事業であっても、出張所、支所等著しく小規模であり独立性のないもの（新聞社の通信部等）は、直近上位の機構と一括して一の事業として取り扱う。（平成11.3.31基発168号）

2 適用除外等

⑴ 同居の親族のみを使用する事業及び家事使用人

「この法律は、同居の親族のみを使用する事業及び家事使用人については、適用しない。」（法116条2項）

① 同居の親族のみを使用する事業

同居の親族のみを使用する事業については、事業主とその他の者との関係を一般の場合と同様の労働関係として取り扱うことが適当でないため、労働基準法の適用が除外される。

なお、同居の親族のみを使用していることが労働基準法の適用除外の要件であるから、同居の親族のほかに他人を１人でも使用していれば、その事業は当然に労働基準法の適用を受ける。

語句 「同居の親族」とは、事業主と居住及び生計を一にしている民法上の親族（６親等内の血族、配偶者及び３親等内の姻族）をいう。

参考
同居の親族であっても、常時同居の親族以外の労働者を使用する事業において一般事務又は現場作業等に従事し、事業主の指揮命令に従っていることが明確であり、就労の実態が他の労働者と同様であって、賃金もこれに応じて支払われている場合には、その同居の親族は、労働基準法上の労働者として取り扱う。（昭和54.4.2基発153号）

② 家事使用人

家事使用人とは、家事一般に従事する者をいい、これに該当するか否かは、従事する作業の種類、性質等を勘案して具体的にその労働者の実態により判断される。

ⓐ 法人に雇われ、その役職員の家庭において、その家族の指揮命令の下で家事一般に従事している者は、家事使用人である（労働基準法上の労働者ではない。）。

ⓑ 個人家庭における家事を事業として請け負う者に雇われてその指揮命令の下に当該家事を行う者は、家事使用人に該当しない（労働基準法上の労働者である。）。

（平成11.3.31基発168号）

⑵ 船員法１条１項に規定する船員

「労働基準法第１条から第11条まで、第116条第２項、第117条から第119条まで及び第121条の規定を除き、労働基準法は、船員法第１条第１項に規定する船員については、適用しない。」（法116条1項）

船員法１条１項に規定する船員については、労働基準法の総則及び罰則に関する規定（一部を除く。）が適用されるが、その他の労働条件については、労働基準法は適用されず、船員法が適用される。

⑶ 国及び公共団体についての適用

「この法律及びこの法律に基いて発する命令は、国、都道府県、市町村その他これに準ずべきものについても適用あるものとする。」（法112条）

労働基準法は、その施行当初（昭和22年９月）は、国、都道府県、市町村等のすべてについて全面的に適用されていたが、国家公務員法や地方公務員法等の制定により、労働基準法の適用関係は、現在では、次のようになっている。

身分		適用関係
国家公務員	一般職の国家公務員	適用除外
	行政執行法人の職員	適用
地方公務員	一般職の地方公務員	一部適用
	地方公営企業の職員	一部適用

（国家公務員法附則6条他、平成31.4.1基発0401第43号）

語句 「行政執行法人」とは、国の行政事務と密接に関連した国の相当な関与の下に確実に執行することが求められる公共上の事務・事業を、国が定める事業年度ごとの業務運営目標を達成するための計画に基づき行うことにより、その公共上の事務・事業を正確かつ確実に執行することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。当該法人の職員は国家公務員とする。（独立行政法人通則法2条、51条）

4 労働者・使用者の定義

1 労働者の定義

「この法律で『労働者』とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下『事業』という。）に**使用される者**で、**賃金を支払われる者**をいう。」

R4-1A・C R7-1エ（法9条）

労働基準法では、その保護の対象となる労働者について、上記のように定義している。これを換言すると、労働者とは、使用者の指揮命令の下に労働し、その労働の対償として賃金を支払われる者、つまり**使用従属関係**にある者のことをいう。R4-1E

Advice

労働者性の判断については、使用従属性があるか否かを労務提供の形態や報酬の労務対償性及びこれらに関連する諸要素を勘案して総合的に判断するものである。

（平成19.5.17基発0517002号）

労働者に該当するか否かの具体例は、次の通りである。

労働者に該当する	労働者に該当しない
・法人の重役等で業務執行権又は代表権を持たない者が、工場長、部長の職にあって賃金を受ける場合は、その限りにおいて労働基準法上の労働者である。 ・形式的には、請負契約、業務委託契約と称していても、実質的に使用従属関係が認められる者 R4-1B	・法人、団体、組合等の代表者又は執行機関たる者のように、事業主体との関係において使用従属関係に立たない者 R4-1D

（昭和23.3.17基発461号、平成11.3.31基発168号）

＊労働者性の判断に関する判例（巻末(1)参照）

2 使用者の定義

「この法律で使用者とは、事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、**事業主のために行為をするすべての者**をいう。」R5-4E R6-2イ（法10条）

労働基準法では、その責任の主体となる使用者について、上記のように定義している。

使用者とは、部長、課長等の形式にとらわれることなく、労働基準法各条の義務についての履行の責任者をいい、**実質的に一定の権限を与えられている者**をいう。したがって、当該権限を与えられておらず、単に上司の命令の伝達者に過ぎない場合は、使用者に該当しない。

（昭和22.9.13発基17号）

⑴ 事業主

事業の経営主体をいい、個人企業にあってはその企業主個人、法人にあっては法人そのものをいう。

⑵ 事業の経営担当者

事業経営一般について権限と責任を負う者をいい、例えば、法人の代表者や支配人等が該当する。R7-5D

⑶ その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者

人事、給与等の労働条件の決定や労務管理等に関して実質的に一定の権限を与えられている者をいう。

5 出向・労働者派遣

労働関係には、出向、労働者派遣のように、複数の事業主が関与して成立しているものがある。これらの場合における労働基準法の適用は、次の通りである。

1 出向

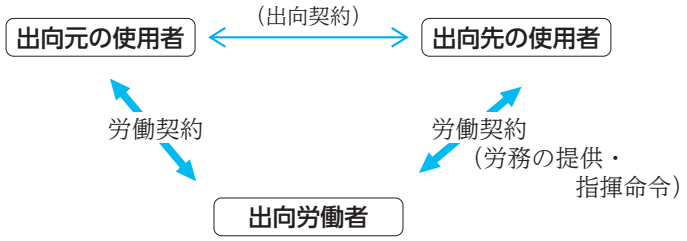
出向には、在籍型出向と移籍型出向がある。

⑴ 在籍型出向

在籍型出向とは、労働者が出向元との労働契約関係を維持しつつ、出向先との間に労働契約を締結し、一般に出向先において労務を提供する形態である。

在籍型出向の出向労働者については、出向元及び出向先の双方とそれぞれ労働契約関係があるので、出向元、出向先及び出向労働者の三者間の取決めによって定められた権限と責任に応じて、出向元の使用者又は出向先の使用者がそれぞれ出向労働者について労働基準法上の使用者としての責任を負う。R6-1D

（昭和61.6.6基発333号）



⑵ 移籍型出向

移籍型出向は、出向元と出向労働者との労働契約関係が終了し、出向先との間にのみ労働契約関係がある形態である。移籍型出向の出向労働者については、出向先との間にのみ労働契約関係があるので、出向先の使用者のみが出向労働者について労働基準法上の使用者としての責任を負う。

（昭和61.6.6基発333号）

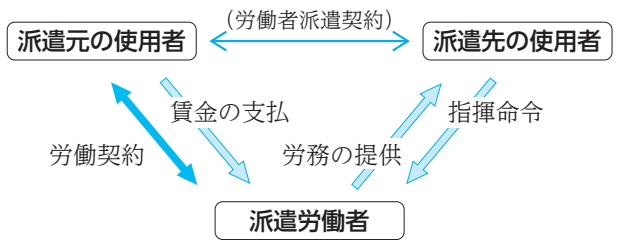


2 労働者派遣

労働者派遣とは、派遣元の使用者と労働契約を締結した労働者（派遣労働者）が派遣先の使用者の指揮命令の下で労働する形態である。労働者派遣の場合における労働基準法の適用については、基本的には派遣労働者と労働契約関係にある派遣元が使用者としての責任を負うが、労働者派遣の実態から派遣元の使用者に責任を問い得ない事項等については、労働者派遣法の「**労働基準法の適用に関する特例***」の規定に基づき、派遣先の使用者に責任を負わせるものとされている。

（労働者派遣法44条、平成20.7.1基発0701001号）

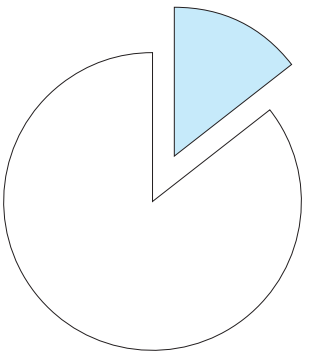
＊P.182で学習する。



第2章

労働契約

過去10年間の出題状況（全347問）



H28	H29	H30	R元	R２	R３	R４	R５	R６	R７	合計
5/35	4/35	6/35	5/35	5/35	3/34	5/35	6/35	6/33	6/35	**51/347**

※法改正により成立しなくなった問題がある場合は、当該問題を除いた出題数としている。

出題傾向

労働契約の締結、終了（特に解雇）については、頻出事項である。条文に関する基本的な事項が問われることが多いが、解雇制限や解雇の予告では通達からの出題が多く見られる。しっかりと理解を深め、応用問題にも対応できるようにしておきたい。

学習内容

労働契約は、労働者の労働力の提供と使用者の賃金の支払を基礎とする契約ですが、そのほかにも個々の労働者の労働条件を取り決める重要な意味を持つものです。また、労働契約を結んでも使用者から一方的に契約解除をされてしまうと、労働者は賃金を得る術がなくなってしまいます。

この章では、労働契約の始まり（締結）、終わり（特に解雇）について学習するほか、労働契約の期間、有期労働契約の更新や雇止め等をみていきます。

労働契約の締結

1 労働契約

1 労働契約の成立

「労働契約は、労働者が使用者に使用されて労働し、使用者がこれに対して賃金を支払うことについて、労働者及び使用者が**合意**することによって成立する。」（労働契約法6条）

語句 上記「労働契約法*」に規定する使用者は、労働基準法上の事業主に該当する。

＊労働一般常識で学習する。

参考

・たとえ契約の形式が請負や委任等であっても、実態として労働関係が認められるならば、労働基準法の規制の対象となる。

・請負…請負は民法に、「請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。」と定められている。請負契約は、大工に家の建築を注文する場合のように、労務の提供ではなく、仕事の完成を目的とする契約であり、注文者の指揮命令を受けず仕事を進めることができる。（民法632条）

・委任…委任は民法に、「委任は、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。」と定められている。委任契約は、一般に弁護士や社会保険労務士に手続を依頼するように、専門家等に事務の処理をしてもらうことを目的とする契約であり、委任者の指揮命令を受けず事務の処理を進めることができる。（民法643条）

2 労働基準法の強行的効力・直律的効力

「この法律で定める**基準に達しない**労働条件を定める労働契約は、その**部分**については**無効**とする。この場合において、無効となった部分は、この法律で定める基準による。」R5-5A（法13条）

Advice

労働基準法は、労使当事者の意思に関係なく（たとえ労使が合意しても）、その基準に達しない労働条件を無効とするという強行法規（強行規定）としての性格を有している。

本条は、労働基準法を強行法規とし、労働契約の中でその基準に達しない労働条件を定める部分を無効とし、さらに無効となった部分は労働基準法で定める基準によって補充することを規定している。なお、労働基準法で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、「その部分について」無効となるのであり、当該契約自体が無効となるわけではない。

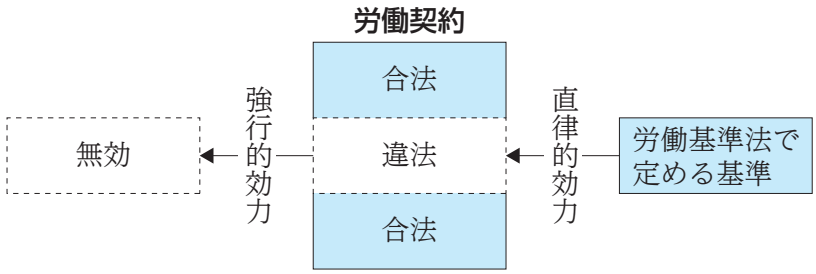
語句 **＜強行的効力＞**

労働基準法で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分について無効となるが、この無効とする効力を**強行的効力**という。

＜直律的効力＞

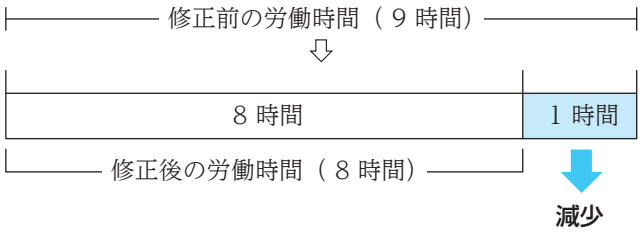
強行的効力によって無効となった部分は、労働基準法で定める基準により補充されることとなるが、この補充する効力を**直律的効力**という。

なお、強行的効力と直律的効力を合わせて**規範的効力**という。



《例》

例えば、労働基準法では、１日の労働時間の上限（法定労働時間）を８時間としているが、労働契約でこれよりも長い１日９時間の労働時間を定めたとする。この場合には、たとえ労使が合意したとしても、１日９時間という定めは初めからなかったものとなり、１日８時間に修正されることとなる。



2　労働条件の明示

1　労働条件の明示

「使用者は、**労働契約の締結に際し**、労働者に対して賃金、労働時間その他の**労働条件**を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。」　（法15条1項）

Advice

労働者の雇入れに当たって、労働条件を明確にしていないと、後日、労使紛争のもとになりかねない。そこで、本条では、労働契約の締結（更新する場合を含む。）の際に、労働条件のうち一定の事項を明示すべきことを使用者に義務付けている。

また、労働条件が明示された場合であっても、実際には、その条件よりも劣悪な条件で労働させられることを想定し、民法に規定する債務不履行による契約解除によらず、労働者に即時解除権を与え、あわせて使用者が労働者の帰郷旅費を負担すべき旨を定めて労働者の保護を図っている。

(1)　絶対的明示事項及び相対的明示事項

明示すべき労働条件には、必ず明示しなければならない事項（**絶対的明示事項**）と、使用者が定めをした場合には必ず明示しなければならない事項（**相対的明示事項**）とがあり、それぞれ次表（図表２－１）の通りである。なお、次表の②については、期間の定めのある労働契約（以下「**有期労働契約**」という。）であって当該労働契約の期間の満了後に当該労働契約を**更新する場合があるものの締結の場合に限り**、明示すべき絶対的明示事項である。　（則5条1項）

◉――図表２－１　労働条件の明示事項

労働条件の明示事項	
絶対的明示事項	①　**労働契約の期間**に関する事項
	②　**有期労働契約**を更新する場合の基準に関する事項〔**通算契約期間***（労働契約法第18条第１項に規定する通算契約期間をいう。）又は有期労働契約の**更新回数に上限の定め**がある場合には当該上限を含む。〕
	③　**就業の場所**及び**従事すべき業務**に関する事項（就業の場所及び従事すべき業務の**変更の範囲**を含む。）R6-3B
	④　始業及び終業の時刻、**所定労働時間を超える労働の有無**、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を２組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項
	⑤　賃金（退職手当及び臨時に支払われる賃金等を除く。）の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項
	⑥　退職に関する事項（解雇の事由を含む。）
相対的明示事項	⑦　退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項
	⑧　臨時に支払われる賃金等（退職手当を除く。）及び最低賃金額に関する事項
	⑨　労働者に負担させるべき食費、作業用品その他に関する事項
	⑩　安全及び衛生に関する事項
	⑪　職業訓練に関する事項
	⑫　災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項
	⑬　表彰及び制裁に関する事項
	⑭　**休職**に関する事項

＊労働一般常識で学習する

Step-Up

その契約期間内に無期転換申込権が発生する有期労働契約の締結の場合においては、使用者は、図表２－１①から⑭の明示事項のほか、無期転換申込みに関する事項並びに無期転換後の労働条件のうち図表２－１①及び③から⑭までの事項についても明示しなければならない。ただし、無期転換後の労働条件のうち図表２－１⑦から⑭までの事項については、使用者がこれらに関する定めをしない場合においては、この限りでない。R6-3B　（則5条5項）

Advice

労働契約の締結の際に明示が義務付けられている労働条件は、絶対的明示事項及び（定めがある場合における）相対的明示事項に限られている。したがって、これら以外の労働条件（福利厚生等）を明示しない場合であっても本条違反とならない。

⑵　明示の方法

前記の図表２－１に掲げる［労働条件の明示事項］の絶対的明示事項（①から⑥）については、⑤のうちの「**昇給に関する事項**」**を除き、書面の交付**により明示しなければならない。　（則5条3項、4項）

Step-Up

その契約期間内に無期転換申込権が発生する有期労働契約の締結の場合においては、使用者は、前記の事項（図表２－１の絶対的明示事項のうち⑤の「昇給」に関する事項を除く事項）のほか、無期転換申込みに関する事項並びに無期転換後の労働条件のうち図表２－１①及び③から⑥までの事項（昇給に関する事項を除く。）を書面の交付の方法により明示しなければならない。　（則5条6項）

Point　**絶対的明示事項のうちの「昇給に関する事項」及び相対的明示事項については、書面の交付によらず、口頭により明示してもよい。**

Step-Up

・明示すべき「労働契約の期間」については、期間の定めがない労働契約の場合は、その旨を明示する必要がある。

・書面によって明示すべき事項については、当該労働者に適用する部分を明確にして就業規則を労働契約の締結の際に交付することとして差し支えない。
（平成11.1.29基発45号）

・派遣元の使用者は、派遣先が労働基準法に基づく責任を負うべき労働時間、休憩及び休日等に関する事項を含めて、労働条件を明示する必要がある。

・派遣元の使用者は、労働者を派遣労働者として雇い入れる場合であって、労働契約を締結する時点と派遣する時点が同じである場合には、労働条件の明示と労働者派遣法の規定による派遣先における就業条件の明示とを併せて行って差し支えない。
（昭和61.6.6基発333号）

参考

上記⑵の書面の交付は、当該労働者が、当該書面の交付による明示の対象となる労働条件が明らかとなる次のいずれかの方法によることを希望した場合には、当該方法とすることができる。　（則5条4項ただし書）

①　ファクシミリを利用してする送信の方法

②　電子メール等の送信の方法（当該労働者が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

⑶　事実と異なる明示の禁止

使用者は、前記⑴の規定により労働者に対して明示しなければならない労働条件を事実と異なるものとしてはならない。　（則5条2項）

2 労働契約の即時解除・帰郷旅費

(1) 労働契約の即時解除

「前記 1 の規定によって明示された労働条件が**事実と相違**する場合においては、労働者は、**即時に労働契約を解除**することができる。」

R5-5B R7-3C （法15条2項）

参考

・労働条件の明示事項が事実と相違する場合に労働契約を即時解除することができるのは、自己の労働条件が事実と異なる場合であり、他人の労働条件は含まれない。（昭和23.11.27基収3514号）

・雇入れ後に就業規則等が変更されたり、労働者の同意を得て労働条件を変更することは、ここにいう「事実と相違する場合」に当たらない。

(2) 帰郷旅費

「上記(1)の場合、就業のために住居を変更した労働者が、契約解除の日から**14日以内**に帰郷する場合においては、使用者は、**必要な旅費を負担**しなければならない。」 R4-5B （法15条3項）

Step-Up

・「帰郷」とは、変更前の住居に帰る場合に限らず、父母その他の親族の保護を受ける場合にはその者の住所地に帰る場合も含む。（昭和23.7.20基収2483号）

・労働者が帰郷する場合に、使用者が負担すべき「必要な旅費（帰郷旅費）」は、労働者本人のみならず、就業のため移転した家族の旅費をも含む。（昭和22.9.13発基17号）

3 労働者の長期人身拘束の防止

1 労働契約の期間

労働契約の締結に当たって、その存続期間を定めるか否かは労使の自由であるが、期間を定める場合には、その期間が長期に及ぶと労働者の自由を不当に拘束することになるため、一定の制限が設けられている。

労働契約	期間の定めなし	いわゆる正社員等を指し、労働者はいつでも労働契約を解約できるため、**制限は設けられていない**。
	期間の定めあり	長期労働契約による人身拘束の弊害を排除するため、労働契約の期間に**上限が設けられている**。

Advice

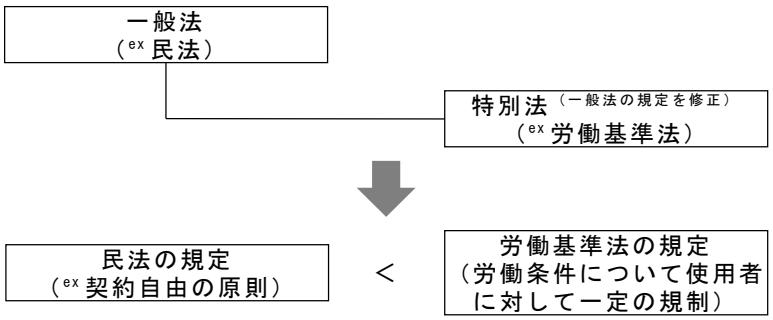
定年制は、一般に、労働契約の終期を定めたものであるが、定年に達する前に労働契約を解約する自由が確保されているので、「期間の定めのある契約」には該当しない。

労働憲章・適用等

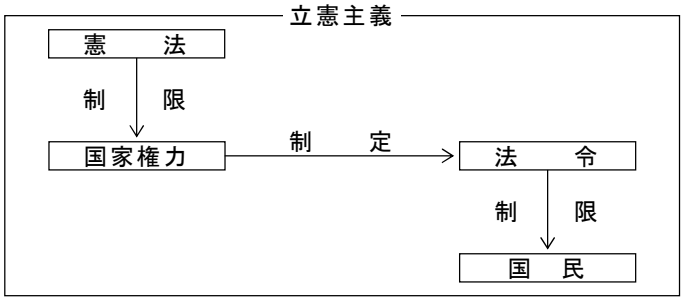
労働基準法の役割

労働保護法の必要性

（民法と労働基準法の関係性）



（憲法と法令の関係性）



労働憲章

労働条件の原則

（労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきもの）

「人たるに値する生活」とは、憲法第25条第1項の「健康で文化的」な生活を内容とするものであるが、具体的には、一般の社会通念によって決まるものであろう。国際労働機関憲章第3原則にいう「その時その国において相当と認められる生活程度」というのも、その趣旨である。（労働基準法コンメンタール）

→　「労働基準法第1条にいう、「人たるに値する生活」とは、社会の一般常識によって決まるものであるとされ、具体的には、「賃金の最低額を保障することによる最低限度の生活」をいう。」×　R6-1A

（人たるに値する生活）

労働者が人たるに値する生活を営むためにはその標準家族の生活をも含めて考へること。（S22.9.13発基17号）

（標準家族）

法第1条は、労働条件に関する基本原則を明らかにしたものであつて、標準家族の範囲はその時その社会の一般通念によって理解されるべきである。(S22.11.27基発401号)30-4ア

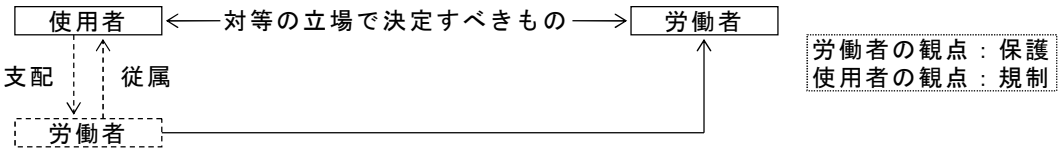
労働条件の決定

（対等の立場）

形式的のみならず実質的に対等の立場をいうもので、社会的、経済的な力関係を離れて相互の人格を尊重する立場を意味する。しかし、そのような対等の立場というものは、個々の労働者と使用者の間では事実上困難であるので、団結権、団体交渉権の保護というものがこれを確保する働きをなすのである。しかし、本条は、右の原則を明らかにしたのみであって、現実に労働組合があるかどうか、また、団体交渉で決定したかどうかは、本条の問うところではない。　（労働基準法コンメンタール)28-1イ

→　「同条は、使用者は労働者に労働組合の設立を促すように努めなければならないと定めている。」×　R5-4A

（イメージ）



均等待遇

（国籍）

二重国籍者又は無国籍者についても、国籍を理由として差別する場合は、本条に触れることとなろう。　（労働基準法コンメンタール)R2-4A

・信条・社会的身分

（信教の自由）

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

２　何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

３　国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。(憲法20条)

（集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由）

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

２　検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。(憲法21条)

（社会的身分）

「社会的身分」とは生来の身分例へば部落出身者の如きものをいふこと。(S22.9.13発基17号)

（本条に違反しない場合）

思想、信条そのものを理由として差別的取扱いをすることが本条違反になることは明らかであるが、特定の思想、信条に従って行う行動が企業の秩序維持に対し重大な影響を及ぼすような場合において、その秩序違反行為そのものを理由として差別的取扱いをする場合には、本条違反の問題は生じない。　（労働基準法コンメンタール)R5-4B

男女同一賃金の原則

（趣旨①）

本条は、国際労働機関の第100号条約第2条や憲法第14条第1項（法の下の平等）の規定を具体化したものである。なお、憲法第14条第1項は、性別等により政治的、経済的又は社会的関係において差別されないと定めており、賃金の差別的取扱いのみに限らないのであるが、本条は、特に顕著な弊害の認められた賃金について、罰則をもって、その差別的取扱いを禁止したものである。　（労働基準法コンメンタール）25-5E

（趣旨②）

本条の趣旨は我国における従来の国民経済の封建的構造のため男子労働者に比較して一般に低位であつた女子労働者の社会的経済的地位の向上を賃金に関する差別待遇の廃止といふ面から実現しようとするものであること。　（S22.9.13発基17号）

（女性であることを理由として）

労働者が女性であることのみを理由として、あるいは社会通念として又は当該事業場において女性労働者が一般的又は平均的に能率が悪いこと、勤続年数が短いこと、主たる生計の維持者ではないこと等を理由とすることの意であり、これらを理由として、女性労働者に対し賃金に差別をつけることは違法であること。　（S22.9.13発基17号抄）R1-3ア

（上記の出題事例）

「事業場において女性労働者が平均的に能率が悪いこと、勤続年数が短いことが認められたため、男女間で異なる昇格基準を定めていることにより男女間で賃金格差が生じた場合には、労働基準法第4条違反とはならない。」×　R6-1C

強制労働の禁止

（趣旨）

憲法18条は、国民の基本的人権として「何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない」ことを保障している。労働基準法第5条は、この趣旨を労働関係について具体化し労働者の自由の侵害、基本的人権の蹂躙を厳罰を以て禁止し、以て今尚労働関係に残存する封建的悪習を払拭し、労働者の自由意思に基づく労働を保障せんとすることを目的とするものである。（S23.3.2基発381号）

（監禁）

「監禁」とは、刑法第220条に規定する監禁であり、一定の区画された場所から脱出できない状態に置くことによって労働者の身体の自由を拘束することをいい、必ずしも物質的障害をもって手段とする必要はない。暴行、脅迫、欺罔などにより労働者を一定の場所に伴い来たり、その身体を抑留し、後難を畏れて逃走できないようにすることは、その例である。　（労働基準法コンメンタール）R5-4C

（脅迫）

「脅迫」とは、刑法第222条に規定する脅迫であり、労働者に恐怖心を生じさせる目的で本人又は本人の親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対して、脅迫者自ら又は第三者の手によって害を加えるべきことを通告することをいうが、必ずしも積極的言動に

よって示す必要なく、暗示する程度でも足りる。　(S22.3.2基発381号)R3-1C

・精神又は身体の自由を不当に拘束する手段

（不当）

社会通念上是認しがたい程度の手段の意。したがって必ずしも「不法」なもののみに限られず、たとえ合法的であっても、「不当」なものとなることがある。（S63.3.14基発150号）

・意思に反して労働を強制

（労働を強制）

必ずしも形式的な労働契約により成立していることを要求しているものではなく、当該具体例において事実上労働関係が存在すると認められる場合であれば足りる。

(労働基準法コンメンタール)R1-3イ、26-1A、13-1A

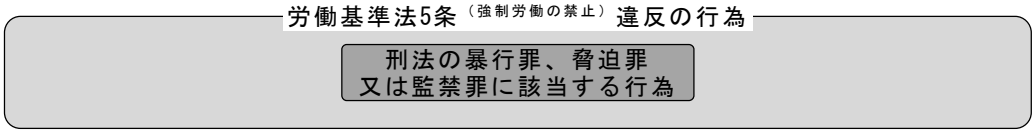
（法5条違反とならない場合）

暴行があっても、労働の強制の目的がなく、単に「怠けたから」又は「態度が悪いから」殴ったというだけでは本条の違反は構成せず、単に刑法の暴行罪を構成するにとどまる。　(労働基準法コンメンタール)R4-4D

（同時に刑法の暴行罪、脅迫罪又は監禁罪の構成要件にも該当する場合）

本条の構成要件に該当する行為が、同時に刑法の暴行罪、脅迫罪又は監禁罪の構成要件にも該当する場合があるが、このことは、本条が暴行罪等の構成要件をもその構成要件中に含んでいることの当然の結果であって、この場合における本条違反と暴行罪等との関係は、観念的競合又は牽連犯をもって論ずべきではなく、例えば、刑法第222条の脅迫罪と同法第223条の強要罪との関係の場合と同様、法条競合の関係（吸収関係）にあると解すべきである。すなわち、暴行罪等の罪は、本条違反の罪に吸収されているとみるべきであり、したがって、１つの行為が本条の構成要件のみならず暴行罪等の構成要件にも該当する場合には、本条違反の罪のみが成立して、刑法の暴行罪等は成立する余地がないものと解すべきであろう。　(労働基準法コンメンタール)27-1D

（イメージ）



（合法的なもの）

「精神又は身体の自由を拘束する手段」とは、精神の作用又は身体の行動が何らかのかたちで妨げられる状態を生じさせる方法をいう。「不当」とは、本条の目的に照らし、かつ、個々の場合において、具体的にその諸条件をも考慮し、社会通念上是認し難き程度の手段の意であり、したがって、必ずしも「不法」なもののみに限られない。たとえ合法的なものであっても不当なものとなることがあり、例えば賃金との相殺を伴わない前借金が周囲の具体的事情により労働者に明示又は黙示の威圧を及ぼす場合の如きはその例である。　(労働基準法コンメンタール)R2-4B

中間搾取の排除

（趣旨）

本条は、新憲法の個人の人格の尊重、基本的人権の確立の趣旨に則り我国の労働関係に残存する封建的悪習たる親分子分の従属関係や労働者の人格を無視した賃金の頭ハネ等の絶滅を期すものである。（中略）本条は、職業安定法及び船員職業安定法の規定する範囲よりも広く労働関係の開始についてのみならず、其の存続についても、第三者の介入することにより生ずる弊害を排除することを目的とするものである。　(S23.3.2基発381号)

・何人も

（法人が業として他人の就業に介入して利益を得た場合）

行為主体は、「他人の就業に介入して利益を得る」第三者であって、個人、団体又は公人たると私人たるとを問わない。したがって、公務員であっても、違反行為の主体となり得る(S23.3.2基発第381号)。　28-1エ

法人が業として他人の就業に介入して利益を得た場合は、当該法人のために実際の介入行為を行った行為者たる従業員が処罰される(S34.2.16基収第8770号)。R5-4D、26-1B

（労働基準法コンメンタール）

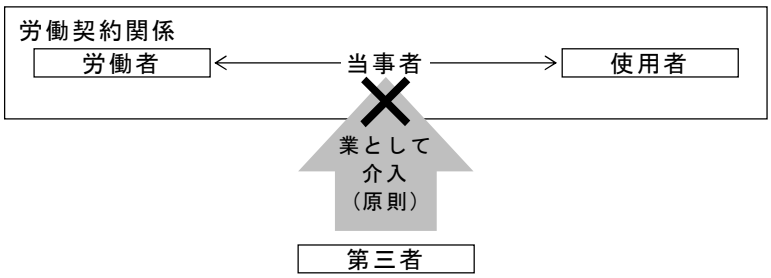
（上記実際の介入行為を行った行為者たる従業員が処罰される理由）

法人が他人の就業に介入して利益を得た場合については、法人の従業者たる行為者について法第6条違反が成立する。

法第6条において禁止する行為については、他人の就業に介入して得る利益の帰属主体は、必ずしも、当該行為者には限らないからである。　(S34.2.16 33基収8770号)

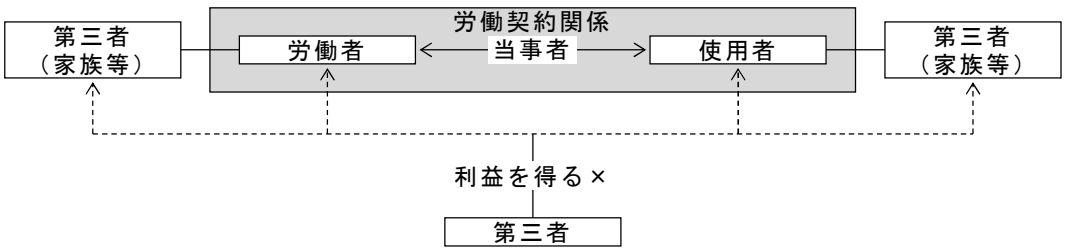
・業として利益を得る

（イメージ）



・他人の就業に介入

（労働者又は第三者から利益を得る場合）



公民権行使の保障

（労働時間中の立場）

公　民　＞　労働者

（公民権行使の範囲）

本条の「公民」とは、国家又は公共団体の公務に参加資格のある国民をいい、「公民としての権利」とは、公民に認められる国家又は公共団体の公務に参加する権利をいう。
（S63.3.14基発150号、婦発47号）

・公民としての権利・公の職務

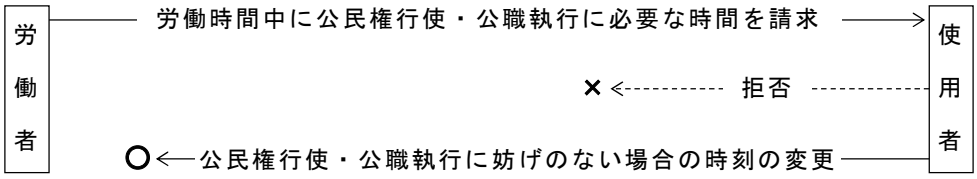
（公の職務）

単に労務の提供を主たる目的とする職務は法7条の「公の職務」には含まれず、したがって予備自衛官が自衛隊法の規定による防衛召集又は訓練召集に応ずる等は「公の職務」該当しない。（Ｓ63.3.14基発150号）

→非常勤の消防団員（消防組織法15条の6）についても同様と考えられる。　14-1E

・拒んではならない

（公民権行使の保障のイメージ）



（公民権行使は就業時間外にすべしとする命令は違法か）

公民権の行使を労働時間外に実施すべき旨定めたことにより、労働者が就業時間中に選挙権の行使を請求することを拒否すれば違法である。　(S23.10.31基発1575号)R2-4D

適用等

適用事業

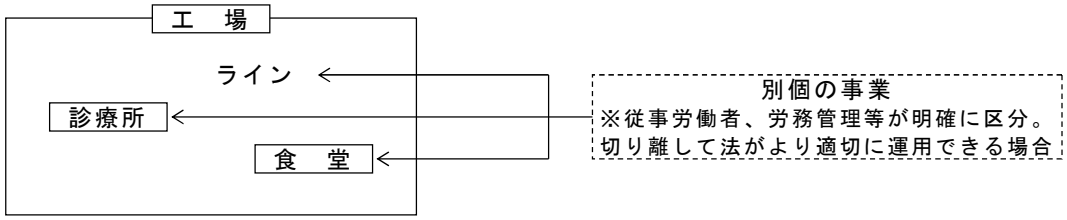
・適用の単位

（労働基準法における「事業」のとらえ方）

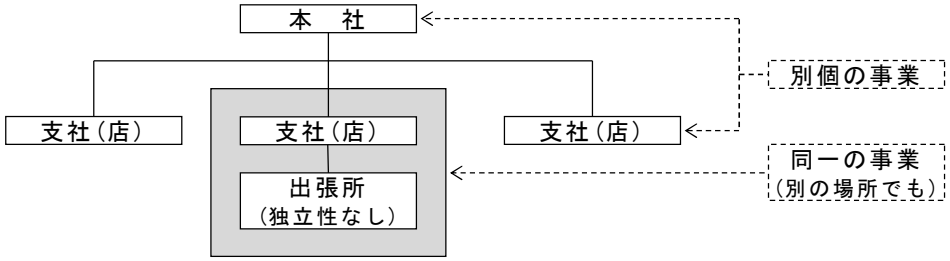
一の事業であるか否かは主として場所的観念によって決定すべきもので、同一場所にあるものは原則として分割することなく一個の事業とし、場所的に分散しているものは原則として別個の事業とすること。（H11.3.31基発168号）

→「場所的観念によって決定されるべきものではない。」×　26-1D

（イメージ①）



（イメージ②）



（適用事業報告）

使用者は、次の各号の一に該当する場合においては、遅滞なく、それぞれの事実を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

一　事業を開始した場合　14-7D

→　「事業を廃止した場合」は規定されていない。　R2-2E

二　以下略　（則57条）

（申請書の提出通数）

法及びこれに基く命令に定める許可、認可、認定又は指定の申請書は、各々２通これを提出しなければならない。　（則59条）R2-2D

（申請書の様式等）

法及びこれに基く命令に定める許可、認可、認定若しくは指定の申請、届出、報告、労働者名簿又は賃金台帳に用いるべき様式（様式第24号（預金管理状況報告）を除く。）は、必要な事項の最少限度を記載すべきことを定めるものであつて、横書、縦書その他異なる様式を用いることを妨げるものではない。

２　使用者は、法及びこれに基づく命令に定める許可若しくは認定の申請、届出又は報告に用いるべき様式に氏名を記載し、押印することに代えて、署名して行政官庁に提出することができる。

３　法及びこれに基づく命令の規定により、使用者が行政官庁に対して行う許可、認可、認定若しくは指定の申請、届出又は報告（以下この項及び次条において「届出等」という。）について、当該使用者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律「情報通信技術活用法」という。）第6条第1項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該届出等を行う場合には、前項の規定による氏名の記載については、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第6条第1項各号に掲げる措置のほか、当該使用者の氏名を電磁的記録に記録することをもつて代えることができる。　（則59条の2）

（同一企業が複数の事業場を有する場合）

同一企業が複数の事業場を有する場合であつて、同一の労働基準監督署管内に２以上の事業場があるときは、各事業場に係る労働基準法に基づく報告又は届出については、当該企業内の組織上、各事業場の長より上位の使用者が、とりまとめて当該労働基準監督署に報告又は届出を行うことは差支えないこと。その場合においては、各事業場ごとに、報告又は届出の内容を明らかにし、また、各事業場に係る内容が同一であればその旨を明らかにした上で、報告又は届出を行うこと。　(H7.12.26基発740号)12-1E

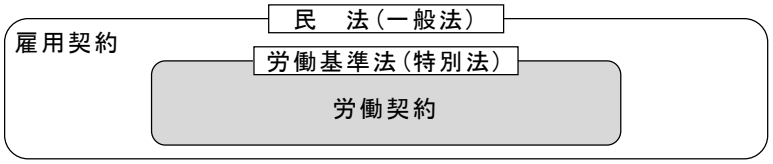
適用除外等

・同居の親族のみを使用する事業及び家事使用人

（同居の親族のみを使用する事業）

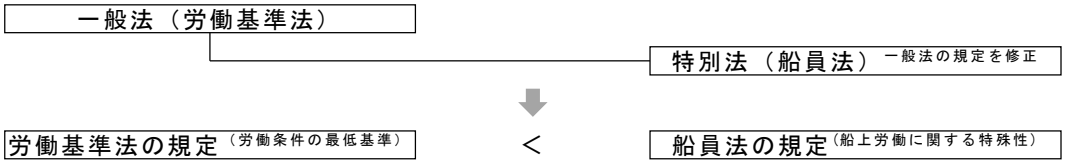
	労基法適用のイメージ
例（同居の父・母・子）＝Ⓐ	×
Ⓐ＋他人	他人のみ〇 （労基法適用事業）
Ⓐ（子の就労の実態が他の労働者と同様→労働者性有）＋他人	子・他人〇 （労基法適用事業）

（家事使用人のイメージ）



・船員法1条1項に規定する船員

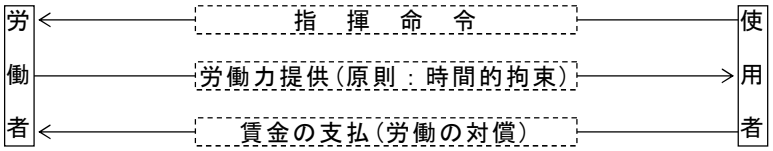
（イメージ）



労働者・使用者の定義

労働者の定義

（労働契約関係のイメージ）



（労働契約なき労働関係）

明確な契約関係がなくても、事業に「使用」され、その対償として「賃金」が支払われる者であれば、本条の「労働者」であり、本法の適用があることは明らかである～以下略。　（労働基準法コンメンタール）R4-1E

（労働組合法の労働者）

この法律（労働組合法）で「労働者」とは、職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によつて生活する者をいう。　（労働組合法3条）10-1E

（失業者と労働者）

本条（労働組合法３条）にいう「労働者」とは他人との間に使用従属の関係に立つて労務に服し、報酬を受けて生活する者をいうのであつて、現に就業していると否とを問わないから、失業者をも含む。　（S23.6.5労発第262号）

→　労働基準法9条の労働者の範囲とは異なる。　R7-1エ

（会社から給料を受けず、その所属する労働組合より給料を受ける組合専従職員の労働関係）

組合専従職員と使用者との基本的な法律関係は、労働協約その他により労使の自由に定めるところによるが、使用者が当該専従職員に対し在籍のまま労働提供の義務を免除し、組合事務に専従することを認める場合には、労働基準法上当該会社との労働関係は存続するものと解される。　(H11.3.31基発168号)19-1C

（大工）

農家又は工場がその事業経営上必要な建物その他の施設を大工に修理させる場合は、一般に請負契約によることが多いが、請負契約によらず雇用契約によりその事業主と大工との間に使用従属関係が認められる場合は、法第9条の労働者であるから、基準法の適用を受ける。なお、基準法の適用は該事業固有の業務に従事する労働者であるか附随的業務に従事する労働者であるかによって差異はない。　(H11.3.31基発168号)29-2オ

（インターンシップにおける学生の労働者性）

一般に、インターンシップにおいての実習が、見学や体験的なものであり使用者から業務に係る指揮命令を受けていると解されないなど使用従属関係が認められない場合には、労働基準法第9条に規定される労働者に該当しないものであるが、直接生産活動に従事するなど当該作業による利益・効果が当該事業場に帰属し、かつ、事業場と学生の間に使用従属関係が認められる場合には、当該学生は労働者に該当するものと考えられる。
(H9.9.18基発636号)30-4エ

（臨床研修指導医）

研修医は、医師国家試験に合格し、医籍に登録されて、厚生大臣の免許を受けた医師であって（医師法2条、5条）、医療行為を業として行う資格を有しているものである（同法17条）ところ、同法16条の2第1項は、医師は、免許を受けた後も、２年以上大学の医学部若しくは大学附置の研究所の附属施設である病院又は厚生大臣の指定する病院において、臨床研修を行うように努めるものとすると定めている。

この臨床研修は、医師の資質の向上を図ることを目的とするものであり、教育的な側面を有しているが、そのプログラムに従い、臨床研修指導医の指導の下に、研修医が医療行為等に従事することを予定している。そして、研修医がこのようにして医療行為等に従事する場合には、これらの行為等は病院の開設者のための労務の遂行という側面を不可避的に有することとなるのであり、病院の開設者の指揮監督の下にこれを行ったと評価することができる限り、上記研修医は労働基準法9条所定の労働者に当たるものというべきである。　（関西医科大学研修医（過労死損害賠償）事件H17.6.3最高二小判決)29-5オ

（いわゆる芸能タレントは労働者か）

次のいずれにも該当する場合には、労働基準法第9条の労働者ではない。

一　当人の提供する歌唱、演技等が基本的に他人によって代替できず、芸術性、人気等当人の個性が重要な要素となっていること。

二　当人に対する報酬は、稼働時間に応じて定められるものではないこと。

三　リハーサル、出演時間等スケジュールの関係から時間が制約されることはあっても、プロダクション等との関係では時間的に拘束されることはないこと。

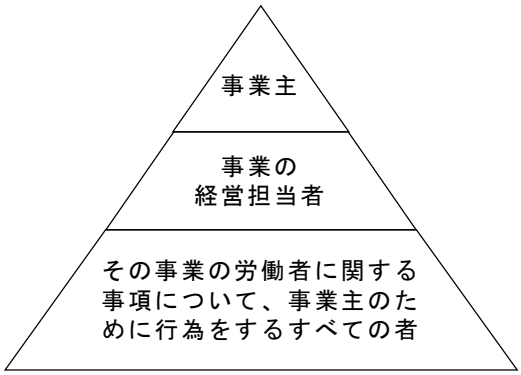
四　契約形態が雇用契約ではないこと。　(S63.7.30基収355号抄)R1-3エ

（自己所有のトラックを持ち込んで特定の会社の製品の運送業務に従事していた運転手）

上告人は、業務用機材であるトラックを所有し、自己の危険と計算の下に運送業務に従事していたものである上、Ｄ紙業は、運送という業務の性質上当然に必要とされる運送物品、運送先及び納入時刻の指示をしていた以外には、上告人の業務の遂行に関し、特段の指揮監督を行っていたとはいえず、時間的、場所的な拘束の程度も、一般の従業員と比較してはるかに緩やかであり、上告人がＤ紙業の指揮監督の下で労務を提供していたと評価するには足りないものといわざるを得ない。そして、報酬の支払方法、公租公課の負担等についてみても、上告人が労働基準法上の労働者に該当すると解するのを相当とする事情はない。そうであれば、上告人は、専属的にＤ紙業の製品の運送業務に携わっており、同社の運送係の指示を拒否する自由はなかったこと、毎日の始業時刻及び終業時刻は、右運送係の指示内容のいかんによって事実上決定されることになること、右運賃表に定められた運賃は、トラック協会が定める運賃表による運送料よりも１割５分低い額とされていたことなど原審が適法に確定したその余の事実関係を考慮しても、上告人は、労働基準法上の労働者ということはできず、労働者災害補償保険法上の労働者にも該当しないものというべきである。　（旭紙業事件H8.11.28最高一小判決）R2選

使用者の定義

（イメージ）



（使用者という概念）

本条の使用者は、右のように具体的事実においてその実質的責任が何人にあるかによって決まるものであるから、使用者という概念は相対的なものである。したがって、第9条にいう労働者であっても、その人が同時にある事項について権限と責任をもっていれば、その事項については、その者が本条の使用者となる場合があるのである。

したがって、本条の使用者は、企業内で比較的地位の高い取締役、工場長、部長、課長等の者から、作業現場監督員、職場責任者等といわれる比較的地位の低い者に至るまで、その権限と責任に応じて、あるいは特定の者のみが、あるいは並列的に複数の者が該当することとなる。単に地位の高低のみでは一概に使用者となるかどうかは結論づけられるものではない。　（労働基準法コンメンタール）R5-4E

（労働契約法の使用者）

この法律（労働契約法）において「使用者」とは、その使用する労働者に対して賃金を支払う者をいう。　（労働契約法2条1項）R6-2イ、26-1E

出向・労働者派遣

出向

・在籍型出向
・移籍型出向

（出向の場合）

出向とは、出向元と何らかの労働関係を保ちながら、出向先との間において新たな労働契約関係に基づき相当期間継続的に勤務する形態であり、出向元との関係から在籍型出向と移籍型出向とに分類される。

(1) 在籍型出向

在籍型出向は、出向先と出向労働者との間に出向元から委ねられた指揮命令関係ではなく、労働契約関係及びこれに基づく指揮命令関係がある形態である。

出向先と出向労働者との間に労働契約関係が存するか否かは、出向・派遣という名称によることなく出向先と労働者との間の労働関係の実態により、出向先が出向労働者に対する指揮命令権を有していることに加え、出向先が賃金の全部又は一部の支払いをすること、出向先の就業規則の適用があること、出向先が独自に出向労働者の労働条件を変更することがあること、出向先において社会・労働保険へ加入していること等総合的に勘案して判断すること。　14-2A

在籍型出向の出向労働者については、出向元及び出向先の双方とそれぞれ労働契約関係があるので、出向元及び出向先に対しては、それぞれ労働契約関係が存する限度で労働基準法等の適用がある。

すなわち、出向元、出向先及び出向労働者三者間の取決めによって定められた権限と責任に応じて出向元の使用者又は出向先の使用者が出向労働者について労働基準法等における使用者としての責任を負うものである。以下略。　R6-1D、19-1A、12-1D

(2) 移籍型出向

移籍型出向は、出向先との間にのみ労働契約関係がある形態であり、出向元と出向労働者との労働契約関係は終了している。移籍型出向の出向労働者については、出向先とのみ労働契約関係があるので、出向先についてのみ労働基準法等の適用がある。

（S61.6.6基発333号）

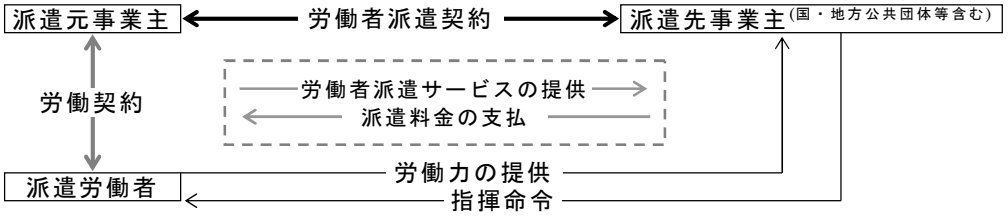
労働者派遣

（労働基準法の適用に関する特例）

労働者派遣法においては、派遣労働者に関する労働基準法等の適用について、基本的には派遣労働者と労働契約関係にある派遣元事業主が責任を負うものであるという原則を維持しつつ、労働者派遣の実態から派遣元事業主に責任を問いえない事項、派遣労働者の保護の実効を期する上から派遣先事業主に責任を負わせることが適切な事項について特例規定（労働者派遣法44条）により派遣先事業主に責任を負わせることとした。特例規定が存しない労働基準法等の規定については、原則どおり、派遣元事業主が責任を負うこととなる。　24選、15選、10-7A

派遣先が、国、地方公共団体又は特定独立行政法人である場合においても、当該国、地方公共団体又は特定独立行政法人に労働者派遣されている労働者に関しては、特例等の適用があり、したがって、当該国、地方公共団体又は特定独立行政法人に対して特例等による労働基準法等の適用があること。　(H11.3.31基発168号)18-1E

（労働者派遣のイメージ）



（中間搾取との関係）

労働者派遣については、派遣元と労働者との間の労働契約関係及び派遣先と労働者との間の指揮命令関係を合わせたものが全体として当該労働者の労働関係となるものであり、したがって派遣元による労働者の派遣は、労働関係の外にある第三者が他人の労働関係に介入するものではなく、労働基準法第6条の中間搾取に該当しない。　(H11.3.31基発168号)15-1C、14-1D

労働契約

労働契約の締結

労働契約

労働契約の成立

（労働契約）

労働契約とは、一定の対価（賃金）と一定の労働条件のもとに、自己の労働力の処分を使用者に委ねることを約する契約である。本質的には民法第623条に規定する雇用契約と異なるものではないが、労働契約なる概念は、資本主義社会における労使間の著しい経済的優劣関係とこれによる労働者の資本への隷属状態に着目してこれに規制を加えんとする労働者保護法規の発展とともに確立された契約概念であり、自由対等な人間間を規制する市民法上の契約概念たる雇用契約とは異なる角度から労使間の契約を把握する特殊な契約類型である。したがって、民法上の雇用契約にのみ限定して解されるべきものではなく、委任契約、請負契約等、労務の提供を内容とする契約も労働契約として把握される可能性をもっている。　(労働基準法コンメンタール)R6-2ウ

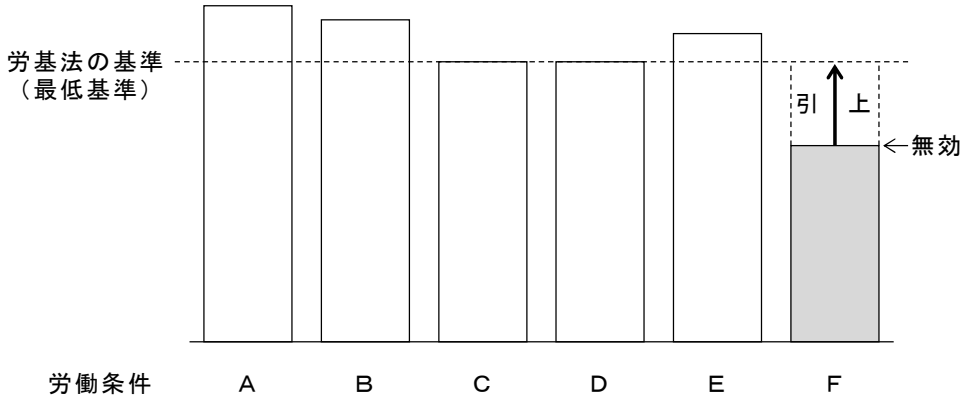
（大学卒業予定者の採用内定により就労の始期を大学卒業直後とする解約権留保付労働契約が成立したものと認められた事例）

大学卒業予定者が、企業の求人募集に応募し、その入社試験に合格して採用内定の通知を受け、企業からの求めに応じて、大学卒業のうえは間違いなく入社する旨及び一定の取消事由があるときは採用内定を取り消されても異存がない旨を記載した誓約書を提出し、その後、企業から会社の近況報告その他のパンフレットの送付を受けたり、企業からの指示による近況報告書を送付したなどのことがあり、他方、企業において、採用内定通知のほかには労働契約締結のための特段の意思表示をすることを予定していなかつたなど、判示の事実関係のもとにおいては、企業の求人募集に対する大学卒業予定者の応募は労働契約の申込であり、これに対する企業の採用内定通知は右申込に対する承諾であつて、誓約書の提出とあいまつて、これにより、大学卒業予定者と企業との間に、就労の始期を大学卒業の直後とし、それまでの間誓約書記載の採用内定取消事由に基づく解約権を留保した労働契約が成立したものと認めるのが相当である。

(大日本印刷事件S54.7.20最高二小判決)9-2E、常14-5A

労働基準法の強行的効力・直律的効力

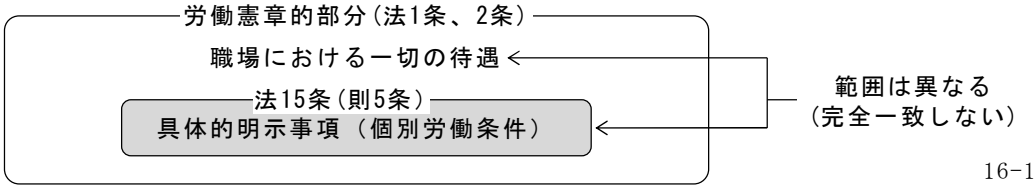
（イメージ）



労働条件の明示

労働条件の明示

（労働条件の範囲）



16-1E

（e-Gov法令検索　法・令・則の意義）

憲　法	国の最高法規
法　律	法律とは、一般に、日本国憲法の定める方式に従い、国会の議決を経て、「法律」として制定される法をいう。
政　令	政令とは、内閣の制定する命令をいう。
府令・省令	府令とは、内閣総理大臣が内閣府の長として発する命令をいい、省令とは、各省大臣が発する命令をいう。

（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一　～略、第15条第1項（労働条件の明示）若しくは第3項（帰郷旅費）、～略～までの規定に違反した者　（法120条1号抄）27-3C

・絶対的明示事項及び相対的明示事項

（期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項）

書面の交付により明示しなければならないこととされる更新の基準の内容は、有期労働契約を締結する労働者が、契約期間満了後の自らの雇用継続の可能性について一定程度予見することが可能となるものであることを要するものであること。

当該内容については、例えば、「更新の有無」として、

a　自動的に更新する

b　更新する場合があり得る

c　契約の更新はしない

等を、また、「契約更新の判断基準」として、
a　契約期間満了時の業務量により判断する
b　労働者の勤務成績、態度により判断する
c　労働者の能力により判断する
d　会社の経営状況により判断する
e　従事している業務の進捗状況により判断する
等を明示することが考えられるものであること。

また、更新の基準についても、他の労働条件と同様、労働契約の内容となっている労働条件を使用者が変更する場合には、労働者との合意その他の方法により、適法に変更される必要があること。　（H24.10.26基発1026第2号）

（令和６年度以降労働条件通知書様式例）

イメージ

（一般労働者用；常用、有期雇用型）

労働条件通知書

年　月　日

＿＿＿＿＿＿＿＿殿

事業場名称・所在地
使用者職氏名

契約期間	期間の定めなし、期間の定めあり（　年　月　日～　年　月　日）
	※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入 １　契約の更新の有無 ［自動的に更新する・更新する場合があり得る・契約の更新はしない・その他（　　）］ ２　契約の更新は次により判断する。 （・契約期間満了時の業務量　・勤務成績、態度　・能力 ・会社の経営状況　・従事している業務の進捗状況 ・その他（　　）） ３　更新上限の有無（無・有（更新　回まで／通算契約期間　年まで）） 【労働契約法に定める同一の企業との間での通算契約期間が５年を超える有期労働契約の締結の場合】 本契約期間中に会社に対して期間の定めのない労働契約（無期労働契約）の締結の申込みをしたときは、本契約期間の末日の翌日（　年　月　日）から、無期労働契約での雇用に転換することができる。この場合の本契約からの労働条件の変更の有無（　無　・　有（別紙のとおり）　） 【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】 無期転換申込権が発生しない期間：　Ⅰ（高度専門）・Ⅱ（定年後の高齢者） Ⅰ　特定有期業務の開始から完了までの期間（　年　か月（上限10年）） Ⅱ　定年後引き続いて雇用されている期間
就業の場所	（雇入れ直後）　（変更の範囲）
従事すべき業務の内容	（雇入れ直後）　（変更の範囲） 【有期雇用特別措置法による特例の対象者（高度専門）の場合】 ・特定有期業務（　開始日：　完了日：　）
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換（(1)～(5)のうち該当するもの一つに○を付けること。）、所定時間外労働の有無に関する事項	１　始業・終業の時刻等 (1) 始業（　時　分）　終業（　時　分） 【以下のような制度が労働者に適用される場合】 (2) 変形労働時間制等；（　）単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。 始業（　時　分）　終業（　時　分）　（適用日　） 始業（　時　分）　終業（　時　分）　（適用日　） 始業（　時　分）　終業（　時　分）　（適用日　） (3) ﾌﾚｯｸｽﾀｲﾑ制；始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。 （ただし、ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙﾀｲﾑ（始業）　時　分から　時　分、 （終業）　時　分から　時　分、 ｺｱﾀｲﾑ　時　分から　時　分） (4) 事業場外みなし労働時間制；始業（　時　分）終業（　時　分） (5) 裁量労働制；始業（　時　分）終業（　時　分）を基本とし、労働者の決定に委ねる。 ○詳細は、就業規則第　条～第　条、第　条～第　条、第　条～第　条 ２　休憩時間（　）分 ３　所定時間外労働の有無（　有　，　無　）
休日	・定例日；毎週　曜日、国民の祝日、その他（　） ・非定例日；週・月当たり　日、その他（　） ・１年単位の変形労働時間制の場合－年間　日 ○詳細は、就業規則第　条～第　条、第　条～第　条

休　　暇	1　年次有給休暇　６か月継続勤務した場合→　　日 継続勤務６か月以内の年次有給休暇　（有・無） →　か月経過で　　日 時間単位年休（有・無） 2　代替休暇（有・無） 3　その他の休暇　有給（　　）　無給（　　） ○詳細は、就業規則第　条～第　条、第　条～第　条
賃　　金	1　基本賃金　イ　月給（　　円）、ロ　日給（　　円） ハ　時間給（　　円）、 ニ　出来高給（基本単価　　円、保障給　　円） ホ　その他（　　円） ヘ　就業規則に規定されている賃金等級等 2　諸手当の額又は計算方法 イ（　手当　　円　／計算方法：　　） ロ（　手当　　円　／計算方法：　　） ハ（　手当　　円　／計算方法：　　） ニ（　手当　　円　／計算方法：　　） 3　所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ　所定時間外、法定超　月６０時間以内（　　）％ 月６０時間超　（　　）％ 所定超　（　　）％ ロ　休日　法定休日（　　）％、法定外休日（　　）％ ハ　深夜（　　）％ 4　賃金締切日（　　）－毎月　日、（　　）－毎月　日 5　賃金支払日（　　）－毎月　日、（　　）－毎月　日 6　賃金の支払方法（　　） 7　労使協定に基づく賃金支払時の控除（無　，有（　　）） 8　昇給（　有（時期、金額等　　）　，　無　） 9　賞与（　有（時期、金額等　　）　，　無　） 10　退職金（　有（時期、金額等　　）　，　無　）
退職に関する事項	1　定年制　（　有　（　　歳）　，　無　） 2　継続雇用制度（　有（　　歳まで）　，　無　） 3　自己都合退職の手続（退職する　　日以上前に届け出ること） 4　解雇の事由及び手続 〔　　〕 ○詳細は、就業規則第　条～第　条、第　条～第　条
そ　の　他	・社会保険の加入状況（　厚生年金　健康保険　厚生年金基金　その他（　　）） ・雇用保険の適用（　有　，　無　） ・雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口 部署名　　担当者職氏名　　（連絡先　　） ・その他〔　　〕 ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合についての説明です。 労働契約法第18条の規定により、有期労働契約（平成25年4月1日以降に開始するもの）の契約期間が通算５年を超える場合には、労働契約の期間の末日までに労働者から申込みをすることにより、当該労働契約の期間の末日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換されます。ただし、有期雇用特別措置法による特例の対象となる場合は、この「５年」という期間は、本通知書の「契約期間」欄に明示したとおりとなります。
以上のほかは、当社就業規則による。就業規則を確認できる場所や方法（　　）	

※　労働条件通知書については、労使間の紛争の未然防止のため、保存しておくことをお勧めします。

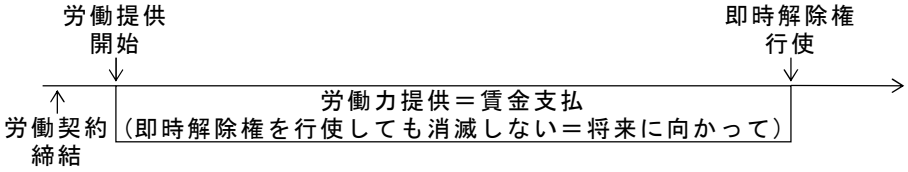
労働契約の即時解除・帰郷旅費

・労働契約の即時解除

（解除）

本条の「解除」とは、民法の一般の意味における解除、すなわち、既存の契約の効力を遡及的に消滅させ、契約が締結されなかったのと同一の法律効果を生じさせるものではなく、労働関係という継続的契約関係を将来に向かって消滅させることをいうものである。（民法第630条参照）。　（労働基準法コンメンタール）28-2B

（イメージ）



（即時に労働契約を解除することができる）

明示された労働条件と事実が相違する場合には、労働者は労働契約を即時に解除する権利を有する。法律行為一般の原則に従えば、労働契約の「要素に錯誤があったとき（2020.4.1～「意思表示は、～、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。」に改正）」は無効となり（民法第95条）、また、「詐欺」により契約を締結した場合は取り消し得る（同法第96条）のであるが、本条は、このような場合に該当しないときも、単に明示された労働条件と事実が相違することのみをもって即時に（民法第541条によれば債務の履行を催告し、かつ、その後においても履行がないときに解除することができるものであるが、このような手続を要せずに）契約を解除し得ることとして労働者の保護を図ったものである。　R8-2ア

もちろん明示された労働条件は、労働契約の内容となっているのであるから、もし、事実がそれと相違する場合には、労働者は明示されたとおりの労働条件の履行を使用者に要求することができるし、また、その要求に応じない場合には、債務不履行を理由に損害賠償を請求する（民法第415条）こともできる。　（労働基準法コンメンタール）

→　「労働契約の締結に際し明示された労働条件が事実と相違している場合、労働者は、即時に労働契約を解除することができるにとどまり、明示されたとおりの労働条件の履行を使用者に要求することはできない。」×　R7-3C

（社宅を利用する利益）

（問）　労働契約の締結にあたり社宅を供与するべき旨契約したにもかかわらずこれを供与しなかった場合、法第15条の明示された労働条件が事実と相違するといえるか。

（答）　(1)　設問の社宅を利用する利益が、法第11条にいう賃金である場合は、社宅を供与すべき旨の条件は、法第15条第1項の「賃金、労働時間その他の労働条件」であるからこれを供与しなかつた場合は、同条第2項の規定が適用される。

(2)　社宅が単なる福利厚生施設とみなされる場合は、社宅を供与すべき旨の条件は同条第1項の「労働条件」には含まれないからこれを供与しなかつた場合でも同条第2項の適用はない。　R5-5B

なお、法第15条の適用がない場合においても、民法第541条の規定によつて契約を解除することはできるから、念のため。　（S23.11.27基収第3514号）

（明示された労働条件）

解釈例規では、労働者Ａの契約締結に当たって均衡上他の労働者の賃上げをすることを使用者が約した場合において、使用者がその約束を履行しないためＡが労働契約を解除した事案について、本条の適用がないことを明らかにしている。

（労働基準法コンメンタール）12-2D

・帰郷旅費

（契約解除の日から14日以内）

契約解除の日から14日以内であるか否かの計算は、民法の期間計算の原則（同法第140条）によるものと解されるから、例えば６月１日に労働契約を解除した場合は、翌日の６月２日から数えて14日、すなわち６月15日までをいい、この日までに帰郷しなければ、本条は適用されない。　（労働基準法コンメンタール）R4-5B